

I 平成25年度都内の道路交通騒音・振動調査結果の概要

1 調査目的及び調査事項

東京都では、騒音規制法が改正されたことに伴い平成12年度から「自動車騒音の状況の常時監視」（環境基準の達成状況の把握）の事務を行うことになり、平成12年度から平成14年度までの3か年で都内幹線道路の446区間についての面的評価をとりまとめた。その後、平成15年度からは区部については区長に事務が移譲され、更に平成24年度からは市部の事務が市長に移譲されたことにより、都においては多摩部の町村区域の測定・評価を行うとともに各区市から常時監視に関するデータの提供を受け、これらを取りまとめた。

また、区市は毎年、騒音規制法及び振動規制法により、自動車騒音や道路交通振動の状況を調査しており、平成25年度は自動車騒音について387地点で、道路交通振動について326地点で調査を実施した。都は区市からの調査結果の報告をもとに、自動車騒音に係る要請限度及び道路交通振動に係る要請限度の超過状況等、騒音及び振動の大きさの傾向を全都的に把握することを目的として取りまとめを行った。

調査事項及び調査実施者は表1のとおりである。

表1 調査事項及び調査実施者

調査事項		調査実施者	根拠
騒音	環境基準の達成状況	知事（3町1村）	
		区長（23区）	騒音規制法第18条
		市長（26市）	
	要請限度の超過状況	区市長	騒音規制法第17条及び第21条の2
振動	要請限度の超過状況	区市長	振動規制法第16条及び第19条

2 調査地点数及び対象道路等

平成 25 年度に実施した測定地点数及び対象道路等は、表 2 のとおりである。

表 2 測定地点数及び対象道路等

	騒音に係る環境基準	騒音に係る要請限度	振動に係る要請限度
測定・評価 地点数	655 評価区間	387 地点	326 地点
対象道路	高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、主要地方道、一般都道、一般区市道	高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、主要地方道、一般都道、一般区市道	高速自動車国道、都市高速道路、一般国道、主要地方道、一般都道、一般区市道
測定期間	平成25年4月から 平成26年3月まで	平成25年4月から 平成26年3月まで	平成25年4月から 平成26年3月まで
測定位置	道路端 原則として高さ1.2~1.5m	道路端 原則として高さ1.2~1.5m	道路端 地 表 面

3 騒音の状況

(1) 東京都及び23 区 26 市の調査結果 (環境基準の達成状況等)

① 面的評価による環境基準の達成状況

平成 25 年度に面的評価を実施した 655 評価対象区間における、道路沿道（道路端から 50m の範囲）の住居等の戸数は 678,415 戸で、そのうち環境基準で定める昼間（6 時から 22 時まで）の時間区分において環境基準を達成していた戸数は 646,975 戸で、達成率は 95%、夜間（22 時から翌 6 時まで）で達成していた戸数は 602,814 戸で、達成率は 89% であった。

道路端から 15m 又は 20m 以内の特例の基準が定められている近接空間と、それより後ろの非近接空間ごとの達成状況は表 3 のとおりである。

近接空間の達成状況は、昼間 92%、夜間 82% と低くなっている。

表 3 面的評価結果 (近接・非近接別の環境基準達成率)

	昼 間			夜 間		
	近接	非近接	全体	近接	非近接	全体
区 部	92%	98%	95%	80%	96%	88%
市 部	97%	98%	98%	92%	97%	95%
町 村 部	96%	97%	97%	90%	95%	93%
全 体	92%	98%	95%	82%	96%	89%

② 基準点における騒音レベルと環境基準値（昼間 70 dB、夜間 65 dB）との比較

ア) 環境基準値以下の地点数及びその割合

面的評価の基準点として平成 25 年度に騒音測定を実施した 286 地点（区部 164 地点、市部 110 地点、町村部 12 地点）のうち環境基準に定める昼間（6 時から 22 時まで）、夜間（22 時から翌 6 時まで）の両時間区分で環境基準値以下の地点は 185 地点で、その割合は 64.7% であった。

イ) 時間区分別の環境基準値との比較

昼間、夜間の時間区分別にみると、昼間の時間区分で基準値を下回っていた地点 236 地点で、その割合は 82.5%、夜間の時間区分で基準値を下回っていた地点は 188 地点でその割合は 65.7% であった。

（2）区市の調査結果（要請限度の超過状況）

① 要請限度超過地点数及び超過率

昼間・夜間の両時間区分で騒音測定を実施した 387 地点（区部 219 地点、市部 168 地点）のうち、要請限度に定める昼間（6 時から 22 時まで）及び夜間（22 時から翌 6 時まで）の両時間区分のいずれか又は両時間区分で要請限度を超過していた地点は 39 地点で、超過率は 10.1% であった。

② 時間区分別の要請限度の超過状況

昼間・夜間の時間区分別にみると、昼間の時間区分では 3 地点で超過し、超過率は 0.8 % であった。夜間の時間区分では 39 地点で超過し、超過率は 10.1% であった。

③ 区域の区分別要請限度の超過状況

区域の区分別の超過状況では、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域である c 区域の超過率が高く、c 区域の測定地点数 206 地点のうちいずれかの時間区分で超過していた地点数は 26 地点で、超過率は 12.6% であった。

4 振動の状況

区市の調査結果（要請限度の超過状況）

昼間・夜間の両時間区分で測定を実施した 326 地点（区部 190 地点、市部 136 地点）のうち、要請限度に定める昼間（8 時から 19 時又は 20 時まで）、夜間（19 時又は 20 時から翌 8 時まで）のいずれか又は両時間区分で要請限度を超過していた地点はなかった。